

納税環境整備に関する専門家会合（第3回）終了後の記者会見議事録

日 時：平成30年11月5日（月）16時05分～16時16分

場 所：財務省国際会議室（本庁舎4階）

○大柳主税局税制第一課企画官

それでは、冒頭に発言させていただきます。

皆さんお聞きになったとおり、本日の専門家会合におきましては、先般の第2回会合におきまして、マイナポータルを活用した確定申告等の仕組みの構築について、ぜひ積極的に検討を進めてほしいという意見を多くの委員からいただいたことを踏まえまして、外部のプレゼンを踏まえ、主にマイナポータルを活用した自主的な適正申告の方策について前半に議論を行いました。

さらに後半は、これまでの専門家会合において示された各種の意見等について、岡村座長から総会へ報告する内容についてのたたき台が示されましたので、それを踏まえて議論を行いました。

まず、このたたき台をもとに「自主的な適正申告の実現に向けた更なる方策の基本的な視点・考え方」について整理をするとともに、考えられる具体的な方策やその留意点につきましては、それぞれの意見を並び立てて紹介する形で総会に報告する内容を取りまとめることにされました。

岡村座長からもありましたように、この取りまとめにつきましては、本専門家会合の議論の経過として、次回の総会において、岡村座長より報告がなされるものと承知しております。

私からは以上です。

○記者

ありがとうございます。

具体的な方策について、何らかの情報開示をプラットフォームにしてもらえばいいのではないかという意見がほとんどというか、全てだったと思うのですが、それでも一応、並び立てる形にして、そのようにすべきではないかのように打ち出すことはないという理解でいいのでしょうか。

○大柳主税局税制第一課企画官

座長も言っていましたとおり、決め打ちをするのではなくて、あくまでも材料を示すということです。まず、自主的な申告を納税者の方にやっていただけるように環境を整備する。そして、高額・悪質な一部の申告をされない方についてどうするかということについては何らかの方策が必要であるということで基本的視点が今日まとめられていたと承知しておりますので、少なくともその部分については整理をして、総会に報告されるということだろうと思います。それをどうするかということについては、法定調書などいろいろと意見が出ていましたが、どの手段にするかということにつ

ては、専門家会合では決めることはしないという整理だったと承知しています。

○記者

関連して、7日の総会の段階では、まとめを受けてある程度全体の会議の中で方向性をつけていくという認識でよろしいのでしょうか。

○大柳主税局税制第一課企画官

そこにつきましては、今後、岡村座長と中里会長の間で相談されることだろうと思いますが、どういうものになるかということについて現時点で我々としてはコメントしにくいということです。

○記者

もう一点追加で、担保策のところなのですが、例えば法定調書とか、照会をかけるとか、源泉徴収義務を課すとか、幾つか選択肢として出ているものは、仮にこういったことができる環境整備をしていったときに、海外の事業者が国内で仲介サービスを提供している場合においても国内事業者と同様に情報を引き出すことは制度として担保できるものなのでしょうか。

○大柳主税局税制第一課企画官

海外の事業者が日本国内の納税者というか、一般の顧客に対してマッチングサービスを提供している場合、海外の事業者が日本国内に全く何もないときには、執行管轄権の関係で外国の事業者に対して例えば情報の提供をお願いしたり、法定調書の提出を義務づけたりということではできません。ただ、そういう場合には情報交換の仕組みがありますので、情報交換の仕組みを使って外国の事業者をお願いをしていくということだろうと思います。

○記者

今日、マイナポータルの実演があったと思います。専門家会合の中では結構主要なテーマでやってこられたと思うのですが、例えばマイナポータルを使った利便性を高めていく手法についての評価や、これ自体も方向性として出すことはおそらくないと思うのですが、せっかくここまでやってもらったからには何らかの形で、もっとやるべきだとか、出していくことは考えられないのでしょうか。

○大柳主税局税制第一課企画官

今日、多くの意見が出ていましたので、何らかの形では反映されていくのかと思いますが、座長が意見としてどの程度書き込まれるかにもよりますが、そういうことも当然書かれていくのだろうと思います。

○記者

基本的な視点、具体的な今後の考えられる方策のところ、途中の議論で仮想通貨の取引交換業者とシェアリングエコノミーの業者では規模や体制熟度が違うのではないかと思います話がありましたが、あまりそこは区別せずに方策や提案は記していくことになるのですか。

○大柳主税局税制第一課企画官

今日お示しした「これまでいただいた主なご意見」でも、事業者のサイズや状態にも配慮すべきだみたいなことも書いてありますので、そういったことも書き込まれていくのだらうと思います。

例えば説明資料3ページの上から四ポツ目、「どの程度把握しているのか」、「どの程度の所得を得ていると考えられるのか」との記述があります。例えば仮想通貨業者であればかなりのデータを持っていることが分かったわけですが、シェアリングエコノミーの場合は必ずしもそこまで持っていたりするわけでもないみたいなプレゼンもありましたので、プラットフォーム事業者が持っている情報や、個社がどの程度、小さいところも多いのでみたいな話も出ていましたので、そういうものも意見の中に入ってくるのではないかと思います。ここには明示的に書いておりませんが、そういう意見も出ていたと承知していますので、そういうことも盛り込まれていくのではないかと思います。ただ、決め打ちをするわけではないので、そういう意見としてあったと。

それから、ヒアリング録の中にも、例えば3-4の「意見の整理」の2ページ、シェアリングエコノミーの下の方にも、ファクトとして、創業間もない小規模なものも多いなどいろいろ書き込まれていますし、そういうことも踏まえて意見の一つとして盛り込まれていくのではないかと思います。

○記者

先ほどの質問にもあった点で念のため確認なのですが、海外の事業者に対して今後どうしていくかというのは、恐らく租税条約のある国とシステムの中で対応していくという話になるのですよね。どういう仕組みになるかにもよると思うのですが。

○大柳主税局税制第一課企画官

基本的に、日本国内に例えば会社の支店などがあれば、そういうところに対して働きかけをしていくということだと思いますが、全く海外にあるような場合は公権力の行使を海外にできないという執行管轄の話がありますので、そこは海外当局に依頼をお願いしていく。その際には、海外にある仕組みと同じような仕組みが日本国内にも整えられていることが当然の前提ということなので、そういうことがもし整理されれば、外国当局に対してお願いをしていけるということがあろうと。

○記者

他の法律だと、例えば個人情報保護法もそうですし、独禁法などもそうですが、域外適用みたいな規定があったと思うのですが、租税法にはそういうものはないのですか。

○大柳主税局税制第一課企画官

域外適用というのはどういうレベルを想定されているのか少し分かりませんが、少なくとも課税制度を作る点では、日本はそもそも全世界所得課税だったりしますので、

立法をつくる、要するに日本人が世界中で稼いだ所得に対して課税するという点では、立法管轄の点では、外国で稼いだ所得にも課すというのが日本のスタンスですが、他方で、例えば税務職員が外国に行って調査できますかといったら、それはできませんねということになっているのが基本的な建てつけになっています。外国に行けませんので、そこを租税条約という形で外国当局にやってもらう。立法は全世界に対していけるが、執行は属地主義といいますか、そういう形になっているというのが基本的な建てつけです。

○記者

よく分かりました。ありがとうございます。

○記者

では、他にないようなので、ありがとうございました。

[閉会]